

第4章 計画の推進に向けて

第1節 実施体制と市民参画

1 市内の推進体制づくり

事業の円滑な推進に向けて関係各課の連携が重要である。各課の連携についてまとめると、以下のとおりである。

家庭系ごみ：クリーンセンター、
事業系ごみ：商工振興課、市商工会議所、市商店連合会
不法投棄：生活環境課、県民局
環境教育：環境管理課、市教育委員会
情報発信：情報政策課、広報課

2 市民・事業者・行政の協力体制づくり

廃棄物減量等推進審議会や廃棄物減量等推進員（ごみゼロ推進員）を継続し、市民・事業者・行政の協力体制づくりに努めるほか、ホームページを活用した市民とのコミュニケーション、新たな分別収集実施に向けた各地区市民との説明会、事業系廃棄物のリサイクル推進に向けた事業者との協議などを実施していく。

第2節 近隣自治体等との連携について

1 広域的な取り組みについて

国内の先進事例を参考にしながら処理行政を強化していく。また、有料化については広域で考えていかなければ、有料化を実施した市の隣接市において不法投棄を招くこととなりかねないため、十分な留意が必要である。今後も、県、近隣自治体との連携をとりながら、広域的な取り組みを進める。

2 国、製造・流通事業者等への要請

循環型社会形成推進基本法では拡大生産者責任をうたっており、国、製造・流通事業者等に対して、他自治体と連携して、拡大生産者責任の強化・法整備等について要請を行っていく。

第3節 市民・事業者・行政の役割分担

本計画の理念である循環型社会を実現していくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、その役割を果たしながら協働していく必要がある。ここでは、3者の役割について整理する。

1 ごみの発生抑制のための方策（Reduce）

ごみの発生抑制は、廃棄物処理を考える上で最も重要な事項である。まず、可能な限り発生を抑制すべきであり、それでもなおごみとして排出されるものについては、再生利用を検討すべきである。従って、再生利用を理由に大量消費が肯定されることがあってはならない。

(1) 家庭から排出されるごみの発生抑制

ごみの発生抑制は、家庭にごみとなるものを持ち込まないことが重要で、商品を製造、販売する事業者に、ごみとなるものを付けて売らないよう働きかける取組が必要となる。しかし、この問題は1市だけで改善できものではなく、全国組織等を通じて国等で議論を尽くし、改善する必要がある。

加えて、燃やすごみの大きな部分を占める厨芥類の発生を抑制するために、家庭で取り組む方策を計画として掲げる。

行政が行う収集業務についても、ごみ種毎に検討し、ごみ袋が無くても排出できるごみはごみ袋を使用しなくても済むように改善する。

市民	事業者	市
使い捨て商品はできる限り買わない リターナブル容器に入った商品を選ぶ 買い物袋を持参する 過剰包装を断る 食材は無駄なく購入する エコクッキングの実践 食べ残しをしないようにする 生ごみは水切りをして出す 環境問題、ごみ問題に関する認識を高める(例：環境配慮に関するチェックリストの実行等)	【製造業者】 使い捨て商品の製造を控える 商品の耐用年数の向上を図る 詰替え方式の商品を増やす 環境への負荷が少ない商品を開発する 【流通・販売業者】 環境にやさしい商品の販売を促進する 消費者、メーカーが協力し、簡易包装で過剰包装を抑制する レジ袋の有料化の促進により買い物袋の持参を奨励する 顧客に対して省資源・ごみ減量に向けた取組をPRする	国等への要望を通じて、製造業者や流通、販売業者に販売方法の改善を要望する 市民、事業者の意識啓発に取り組む ごみ、環境に関する情報を発信、PRする 環境教育、環境学習を推進する かん、びん、ペットボトル等について、ごみ袋を使わない収集(コンテナボックス収集)を推進する

(2) 事業所から排出されるごみの発生抑制

事業所から排出されるごみについても発生抑制することが重要であり、特にこれからは環境への配慮が企業の評価基準の一つとされることから、社内環境を含めた改善を今後も求めていくとともに、グリーン商品の購入について推進する。

市民	事業者	市
商品を選択して購入する。 商品の製造企業に対する企業評価を行う。	排出者責任の自覚 ごみをできる限りつくらない、出さない事業活動の工夫、実践 環境問題、ごみ問題に関する社内研修等社員教育の実施 食品リサイクル法の推進 資源ごみは事業者でリサイクル業者へ排出する	事業所に対してごみの減量の指導 ごみ搬入に対する管理 使い捨て商品はできる限り買わない 環境負荷の少ない商品やグリーン商品を率先して購入する 率先して行うことが望まれる施策の実行 (例：エネルギー起源二酸化炭素に関する対策・施策)

2. ごみにせず再使用するための方策 (R e u s e)

再使用を進める施策は非常に難しく、修理して使っていくよりも新しいものを購入した方が安いことも多く、新しい製品の方が省エネ対策がされている場合も考えられる。また、大型の家具類についても、阪神・淡路大震災以降住宅のあり方が変化して、クローゼットタイプの住宅が普及していることから、リサイクル品販売会においても活用されることが難しい状況がある。

市民	事業者	市
フリーマーケット、バザー等への積極的参加 物を大切に使い、修理できるものは修理して使う 消費者協会等が行うリサイクル活動への積極的参加 粗大ごみリサイクル品販売会の積極的活用	修理サービスを充実する 流通手法の見直し（規格びんの利用推進等）	粗大ごみリサイクル品販売会を充実する 消費者協会等が行うリサイクル活動への積極的支援

3. ごみを再資源化するための方策 (R e c y c l e)

発生抑制、再利用できなかつたごみについては、再資源化していくことが重要であるが、細かく分別しすぎて市民が混乱することは避ける必要がある。また、収集についても、週に何日、または月何回収集するのかを、ごみを出す市民の側に立って検討することが大切である。

再資源化を推進する上で、排出するごみが何ごみに分類されるのか、どのようにリサイクルされるのか、品目を細分別するために拠点を活用する収集方法があるのか、など市民と協働できる分別収集を進めることが必要となる。

再資源化を安定して継続するためには、再生品の積極的な利用が必要である。再資源化された再生品が、商品として流通するように努めることが重要である。

市民	事業者	市
分別収集への取組と分別マナーの徹底 生ごみ処理容器等の利用（生ごみ処理機やコンポスト容器など） 店頭回収への積極的参加 地域集団回収への積極的参加	【製造業者】 分別がしやすいような材料表示をする 消費者にリサイクルを促す表示を行う 容器包装、家電品等の回収拡大、リサイクルの推進 再生原料の積極的な活用 【流通・販売業者】 家電品等の回収の推進 容器包装、牛乳パック等の店頭回収の推進と拡大 生ごみの堆肥化等リサイクルの実施 古紙など資源化できるものは回収業者に出す 再生品の積極的な利用	市民、事業者のリサイクル活動への支援 容器包装ごみの分別収集 公共施設での生ごみ、紙ごみ、容器包装ごみリサイクルに関する率先行動 個人情報保護のため、公共施設での紙ごみ拠点回収の推進 生きびん回収の推進 公共施設での再生品利用の促進 再生品利用のPR

4 . 市民・事業者・行政のパートナーシップづくり

市民	事業者	市
環境保全や資源循環に関する学習活動への積極的な参加（例：中山台自治会） 事業者、行政との積極的対話	市民、行政との積極的対話	市民、事業者との積極的対話 市民、事業者との対話の場づくり